

墨田区地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定に基づき、墨田区附属機関の設置に関する条例により設置する。

2 設置時期

平成19年度 墨田区地域自立支援協議会設置

平成25年度 区が設置する附属機関となる。(墨田区附属機関の設置に関する条例)

3 役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

4 所掌事項 (墨田区地域自立支援協議会設置要綱一部抜粋)

(1)関係機関等による相互の連絡及び連携に関すること。

(2)地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報共有に関すること。

(3)地域の実情に応じた支援体制の整備に係る協議に関すること。

(4)その他区長が必要と認める事項に関すること。

5 会議の運用

区「審議会等の会議の公開に関する基準」に基づいた運用とする。

(1)会議の公開

原則として公開する。

(2)傍聴の申込み

傍聴しようとする者が定員(5人)を超えるときは、先着順により決定する。

(3)議事録の作成

議事録は、会議の概要又は発言内容を記録するものとし、会議の経過及びその結果の要点が分かるよう記載する。

なお、作成に当たっては、その内容の正確を期するため、出席した委員全員の確認を得るとする。

(4)議事録等の公表

作成した議事録が確定した後、議事録の写し及び当該会議の配付資料を公表の対象として、区民情報コーナーにおいて一般の閲覧と区のホームページに掲載する。